記入欄 設定した ID

設定したパスワード

Ⅱ 食品衛生申請等システム営業許可申請手順書

1 ログイン

【G ビジネス ID を利用しない場合】

アカウント管理で登録したログイン ID を①に、パスワードを②に入力したら「ログイン」をクリックする。

【G ビジネス ID を利用する場合】

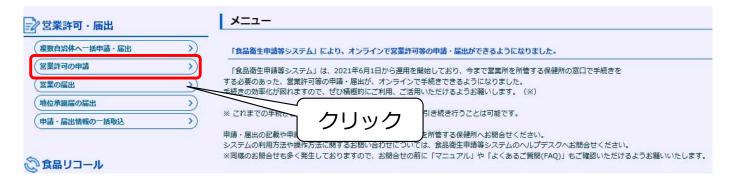
「G ビジネス ID でログイン」をクリックしてからログイン ID・パスワードを入力してからログインする

初めて利用される方は、「アカウントの作成はこちら」からIDを作成してください。
 GビズIDを利用される方は、「GビズIDでログイン」をクリックしてください。



2 営業許可の許可画面

「メニュー」画面が表示されるので「営業許可・届出」の、「営業許可の申請」をクリックする。



3 許可営業施設一覧画面

「許可営業施設一覧」画面が表示されるので、画面を下へスクロールさせ、「新規申請」をクリックする。



4 許可営業施設登録画面

- 「許可営業施設登録」画面が表示されるので各項目について6~15ページを参照の上、営業施設情報等に従い入力する。
- 各項目の入力が完了したら「確認」をクリックする。





(2) 許可営業施設登録⁽⁸⁾ (8ページ参照)

(3) 許可営業施設登録⑩~② (10ページ参照)

(4) 許可営業施設登録③~③

(12 ページ参照)

(1)許可営業施設登録①~⑩

• 7ページを参照の上、営業施設情報に従い入力する。



「選択」をクリックすると、以下のような画面が表示されます。

総務省で刊行され	ている日本標	準商品分類から、該当する食品等の一般名称を選択して	下さい。
大素条件———		~	
大分類		未選択	~
名称		0000	

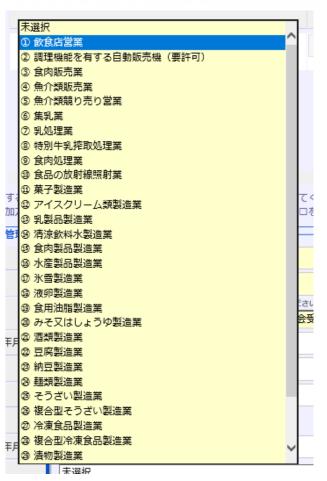
【営業施設情報】			
項目名	必須項目	詳細	
① 名称、屋号又は商号	0	営業所の名称を 全角 で記入する。	
フリガナ	0	営業所の名称を 全角カタカナ で入力する。	
② 郵便番号	0	営業所の所在地、勤務地等の郵便番号を <u>半角</u> 入力する。 <u>(ハイフンなし)</u>	
都道府県	0	営業所の所在地、勤務地等の選択又は入力 (全角) する。	
市区町村	0	<u>露店形態の飲食店営業の場合</u> 市区町村、町域には主に営業する住所(町域まで)を入力し、	
町域	0	番地等の項目に「県保健所管内一円」と入力してください 例:市区町村⇒沼津市、町域⇒高島本町、番地等 県保健所管内一円 ※この住所を管轄する保健所への申請になります。	
③ 番地等	0	番地等を数字、漢字等を組み合わせて 全角 で入力する。	
マンション名等		マンション名等をカナ、数字等を組み合わせて 全角 で入力する。	
④ 電話番号		電話番号を <u>半角数字</u> で入力する。 <u>(ハイフンあり)</u>	
⑤ ファクシミリ番号		ファクシミリ番号を <u>半角数字</u> で入力する <u>(ハイフンあり)</u>	
⑥ 電子メールアドレス		メールアドレスに使用できる文字(半角小文字等)で入力する。 ※担当者基本情報登録と異なるメールアドレスを入力することも可能	
② 営業者の自動車登録番号	0	自動車営業を行っている場合は自動車登録番号を <u>半角</u> で入力する。	
⑧ 主として取り扱う食品又は添加物	0	・「選択」をクリックすると「日本標準商品分類の選択」画面が表示される。 ・名称の項目に、主として取り扱う食品又は添加物を手入力する。 ・「検索」をクリックすると「商品コードと名称画面」が表示される。 ・主として取り扱う食品等の一般名称と一致するコードについて、「選択」をクリックする。 ※「一致する食品コードと名称は見つかりません」と表示された場合又は主として取り扱う食品等の一般名称と一致するコードが見つからない場合は、14ページを参照の上、入力する。	
⑨ 主として取り扱う食品又は添加物(自由記載)		14 ページを参照の上、入力する。	
⑩ 業態	0	事業形態を入力する。 (例:露店、自動車、給食施設、焼肉、旅館、仕出し、特別養護老人ホーム等) 7	

(2)許可営業施設登録⑴~⒀

• 9ページを参照の上、営業施設情報に従い入力する。



クリックすると下記にような画面になります。



【営業施設情報】				
項目名	必須項目	詳細		
⑪ 法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	0	枠外に記載してある【法第 55 条第 2 項各号】に該当しなければ、「無」を選択する。		
② 法第55条第2項各号のいずれかに該当する場合の内容	0	⑪ が「有」場合、該当する内容を選択する。		
③ 自動販売機の型番	0	自動販売機を取り扱っている場合は型番を <u>半角</u> で入力する。		
⑭ 施設の構造及び設備を示す図面	0	15 ページ参照の上、「ファイル登録」をクリックする。		
⑮ 営業を譲り受けたことを証する書面等	0	15 ページ参照の上、「ファイル登録」をクリックする。※事業譲渡時に限る。		
⑯ 使用水の種類	0			
① 水質検査の結果	0			

【営業施設情報】		
項目名	必須項目	詳細
⑱ 営業の種類/許可情報	0	・ 左上の「+」をクリックすると、営業許可の種類を選択ができるようになる。
		・ 営業許可 32 項目の中から代表的な業種を選択する。
		・ 「-」をクリックすると、選択した営業の種類を取り消すことができる。
		※参考資料の 【1 許可一覧】(P20)により営業の種類を参照することができる。

【法第55条第2項各号】

前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定す る営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 二 第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 三 法人であって、その業務を行う役員のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの

(3)許可営業施設登録19~29

• 11 ページを参照の上、食品衛生責任者・管理者情報及び衛生管理情報及び施設情報に従い入力する。

食品衛生責任者又は食品衛生管理者の作	報		
責任者氏名	沼津 太郎		
フリガナ	ヌマヅ タロウ	19	
資格	保健所や衛生協会等が主催した講習会を受講した場合は愈を選択ください。 匈知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者 ②	20	
受講した講習会、資格取得年月日等	静岡県 令和5年5月5日		20
管理者氏名			
フリガナ			2
資格	未選択 💙 🖄		
受講した講習会、資格取得年月日等		24	
食品等の指定	未選択	25 Y	
衛生管理情報			
衛生管理計画有	∞ ∞		
HACCPの取組 ②H	ACCPの考え方を取り入れた衛生管理 🗸 ወ		
輸出食品取扱施設無	28		
施設情報	営業の施設		
生食用食肉の加工又は調理を			
ふぐの処理を行う施設	②		
指定成分等含有食品を取り扱	5施設		

【食	【食品衛生責任者又は食品衛生管理の情報】				
項目	項目名 必須項目		必須項目	詳細 Table 1	
<u>~</u>	19	責任者氏名	0	食品衛生責任者の氏名を 全角 で入力する。	
食品		フリガナ	0	食品衛生責任者の氏名を 全角カタカナ で入力する。	
衛生責任者	20	資格	0	プルダウンの中の 10 項目の中から選択をする。 参考資料の 【 2 食品衛生責任者資格一覧】 (P19) を参考にする。	
仕 者 	21)	受講した講習会、資格取得年月日 ※	0	都道府県の講習会を修了した方は、都道府県名、修了年月日を入力 (例)静岡県 R〇.〇〇.〇〇 調理師、製菓衛生師、栄養士等の方は、都道府県名、登録年月日を入力 (例)静岡県 R〇.〇〇.〇〇	
	22	管理者氏名		食品衛生管理者の設置が必要な施設(P20参照)は、食品衛生管理者の氏名を 全角 で入力する。	
食		フリガナ		食品衛生管理者の設置が必要な施設(P20参照)は、食品衛生管理者の氏名を 全角カタカナ で入力する。	
食品衛生管理者	23	資格		プルダウンの中の 13 項目の中から選択をする。 参考資料の 【 3 食品衛生管理者資格一覧】(P20)を参考にする。	
官理者	24	受講した講習会、資格取得年月日		食品衛生管理者登録講習会に参加した際に入力する。 (例) 食品衛生管理者登録講習会 R〇.〇〇.〇〇	
	25)	食品等の指定		食品等の指定があった際に入力する。	

※②食品衛生協会が実施する食品衛生責任者養成講習会を受講した場合は(これから受講される方も含む)

⑩知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者 を選択してください。

②食品衛生管理者の資格を満たす者ではありません。

また、下の枠内には、都道府県、修了年月日を記入してください。

【衛生管理情報】		
項目名	必須項目	詳細
② 衛生管理計画	0	衛生管理計画の有無を選択する。
② HACCP の取組	0	HACCP の取組状況を選択する。
② 輸出食品取扱施	0	輸出食品取扱有無を選択する。
② 施設情報	0	該当する場合のみ、□にチェックを入れる。 11

(4) 許可営業施設登録30、31

- 13 ページを参照の上、営業施設ごとの個別基準及び開示情報確認に従い入力する。
- 各項目の入力が完了したら「確認」をクリックする。



「営業施設基準」をクリックすると、以下のような画面になる。



【開示情報確認】		
項目名	必須項目	詳細
③ 営業施設基準 営業施設に共通する基準 営業施設ごとの個別基準	0	 「営業施設基準」をクリックすると「営業施設に共通する基準」と「営業施設ごとの個別基準」が表示される。 「未選択」と表示されているプルダウンをクリックし、全ての項目について「Yes」又は「No」又は「不適用」を選択する。 全ての選択を終えたら、「設定」をクリックする。 ※「営業施設に共通する基準」は 28 個選択する。 ※「営業施設ごとの個別基準」は営業の種類によって表示されるものが異なる。

【営業施設ごとの個別基準】		
項目名	必須項目	詳細
③ 申請者氏名	0	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。
申請者住所	0	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。
営業施設名称、屋号又は商号	0	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。
営業施設所在地	0	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。
営業施設連絡先	0	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。

【主として取り扱う食品等の一般名称と一致するコードが見つからない場合の入力】

①「許可営業施設登録」画面が表示されたら、「主として取り扱う食品又は添加物」の「選択」をクリックする。



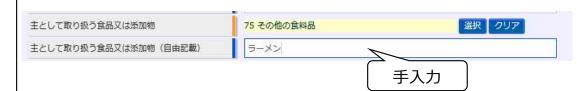
②「日本標準商品分類の選択」画面が表示されたら、「大分類」の □をクリックすると、各大分類がウィンドウで表示されるので、主として 取り扱う食品等が含まれている大分類を選択する。 見つからない又はわからない場合は、「その他の食料品」を選択する。



③選択した大分類の名称と一致するコードの「選択」をクリックする。



④下記の通り画面が表示されたら、「主として取り扱う食品又は添加物 (自由記載)」の項目に、主として取り扱う食品等の名称を手入力する。



例)ラーメンと手入力した場合の例示

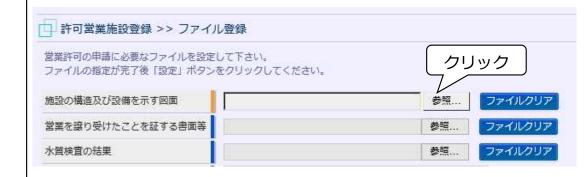
※入力が完了したら6ページに戻り、⑩から引き続き入力する。

【ファイル登録の方法】

①「ファイル登録」をクリックする。



②ファイル登録画面が表示されるので、登録するファイルの「参照」 をクリックする。



③アップロードするファイルの選択画面が表示されるので、 対象のファイルを選択し「開く」をクリックする。

※登録できるファイル形式は参考資料の'【4 ファイル形式】'(P20)を参考にする。



④ファイル登録ができたら「設定」をクリックする。

	参照	アイルクリアイルクリ		
その他必要書類② その他必要書類②	参照…	アイルクし	ア	
その他必要書類②				
その他必要書類③				
その他必要書類③				
その他必要書類3				
描考				^

5 入力内容を確認

- 入力内容の一覧が以下の通り画面表示されるので、入力もれ・誤記入等がないことを確認したら画面下部の「登録」をクリックする。
- 内容を修正したい場合は、「戻る」をクリックする。
- 登録されると管轄する保健所に、営業許可の登録をした旨のメールが通知される。



登録前に、以下の内容について、必ず確認してください。

- 申請者・届出者情報の申請者・届出者住所が、<u>店舗の住所</u>になっていませんか?(店舗住所になっている場合、アカウントの修正をお願いします。)
- □ 食品衛生責任者の資格要件は適切ですか?

食品衛生責任者養成講習会修了者は(これから受講される方も含む) **⑩知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者です。**

- ②食品衛生管理者の資格を満たす者ではありません。
- □ 営業施設の業態は記入されていますか?内容は適切ですか?



6 登録

• 登録が完了すると整理番号が発番され完了画面に移るので、「戻る」をクリックする。



以上で営業許可入力は終了ですが、完了ではありません。 申請手数料を納付し、検査を受ける必要があります。

7 申請手数料の納付

- 一週間以内に、以下の書類を持参し、保健所窓口に申請手数料を納付してください。
- ①申請内容(web入力後印刷、印刷できない場合は整理番号控え)
- ②申請した図面
- ③施設周辺地図
- ④食品衛生責任者の資格証
- ⑤ (法人の場合) 登記事項証明書
- ⑥申請手数料(静岡県収入証紙)

8 申請・届出後の注意点

●廃業、変更が生じた場合は、必ずシステムから廃業・変更の登録をお願いします。

やり方については、当該システムに掲載されているシステム利用マニュアルの以下のページを参照してください。

(Rev.1.50)

□ 営業の変更・廃業 : 「マニュアル 第 2 章 P.19~]

■ 登録の修正、取下げ : [マニュアル 第 2 章 P.25~]

□ 情報の閲覧 : [マニュアル 第 2 章 P.27~]

■ 事業者登録情報の変更 : 「マニュアル 第 1 章 P.42~]

□ パスワード失念 : 「マニュアル 第 1 章 P.33~]

□ パスワード変更 : [マニュアル 第 1 章 P.39~]

●システム入力上のご不明点は、システムヘルプデスクにお問い合わせください。

【食品衛生申請等システムに関するお問い合わせ先 (ヘルプデスク)】

システムに関する動作・操作・仕様については下記へお問い合わせください。

電話番号 : 080-4953-0566 (代表)

メールアドレス: TDEN-fas-helpdesk@ml.toshiba.co.jp

受付時間: 8:30~18:00(平日)

※申請や届出に関する具体的な内容(営業の種類として何を選ぶかなど)は、保健所へお問い合わせください。

参考資料

1 営業許可業種一覧

営業許可業種		
①飲食店営業	⑫アイスクリーム製造	②納豆製造業
②調理機能を有する自動販売機 (要許可)	⑬乳製品製造業	2)麺類製造業
③食肉販売業	⑭清涼飲料水製造業	図複合型そうざい製造業
④魚介類販売業	⑤ 食肉製品製造業	②冷凍食品製造業
⑤魚介類競り売り営業	⑯水産製品製造業	28複合型冷凍食品製造業
⑥集乳業	切氷雪製造業	②漬物製造業
⑦乳処理業	⑱液卵製造業	30密封包装食品製造業
⑧特別牛乳搾取処理業	⑲食用油脂製造業	③食品の小分け業
9食肉処理業	②みそ又はしょうゆ製造業	②添加物製造業
⑩食品の放射線照射業	②酒類製造業	
⑪菓子製造業	②豆腐製造業	

2 食品衛生責任者資格一覧

資格	
①食品衛生監視員	⑥栄養士
②食品衛生管理者の資格要件を満たす者	⑦と畜場法に基づく衛生管理責任者
③調理師	⑧と畜場法に基づく作業衛生責任者
④製菓衛生師	⑨と畜場法に基づく作業衛生責任者
⑤栄養士	⑩知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者

3 食品衛生管理者資格一覧

資格	
①医師	⑧獣医学の課程を修めて卒業した者
②歯科医師	⑨畜産学の課程を修めて卒業した者
③調理師	⑩水産学の課程を修めて卒業した者
④獣医師	⑪農芸化学の課程を修めて卒業した者
⑤医学の課程を修めて卒業した者	②登録養成施設において所定の課程を修了した者
⑥歯学の課程を修めて卒業した者	⑬登録講習会において所定の課程を修了した者
⑦薬学の課程を修めて卒業した者	

※次の食品添加物の製造又は加工を行う施設には、食品衛生管理者を置く必要がある。

- 全粉乳(その容量が 1400 g 以下である缶に収められるものに限る。)
- 加糖粉乳
- 調整粉乳。
- 食肉製品(ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものをいう。)
- ・ 魚肉ハム
- 魚肉ソーセージ

- 放射線照射食品
- 食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る。)
- ・マーガリン
- ショートニング
- 添加物 (法第13条第1項の規程により規格が定められた物に限る。)

4 ファイル形式

- ・画像系ファイル(png,jpg,gif,jpeg,bmp)
- ・Office 系ファイル(xsl,xlsx,doc,docx,ppt,pptx)
- ・PDF 系ファイル(pdf)